北海道新聞　29年 11月 10日(朝刊)

鋳造通じ ものづくり学ぶ

樽商大「目利き塾」に金融機関職員

「ものづくり目利き塾」で鋳造の体験をする金融機関の職員たち

小樽商大は8日、室蘭工業大と共同で、人材育成プログラム「ものづくり目利き塾」を開いた。北海道銀行など金融機関の融資業務に関わる職員ら約20人が参加。鋳造や鍛造など、ものづくりの歴史について理解を深めた。

製造業について学び、融資業務に役立ててもらうなどの狙いで開催。室工大ものづくり基盤センターの清水一道センター長が講師を務めた。樽商大での鋳造実習で離形剤や鋳物砂などを使い、都道府県や市町村の境界線に設置されている道路標識「カントリーサイン」を錫(すず)で作った。

道銀小樽支店の西野雅人さん(25)は「数字だけを見がちでしたが、もの作りの大切さが分かりました」と話していた。(徳留弥生)

無期雇用転換 大学は消極的？

道内の非常勤講師契約

改正労働契約法で来年4月から本格的に始まる有期労働者の無期雇用への転換を前に、道内の大学で非常勤講師の処遇を巡る対応が分かれている。樽商大などは無期転換に必要な5年を超える更新を認めるが、北大などは原則5年までとする上限を設けている。収入が限られ不安定な雇用が多い非常勤講師の多くは無期化を求めているが、無期転換できないように、個別に契約の空白期間を求められたケースもある。

（編集委員　中村康利）

北大など 更新に5年の上限

改正労働契約法では、有期労働の契約が5年を超えると無期雇用に転換できる権利を得る。同法が施行された2013年4月から1年更新の契約を続けた場合、18年4月に転換権が発生。本人が勤務先に申し込むと次の契約から無期雇用になる。

文部科学省は、昨年度末、全国の全国立大学法人に無期転換への対応を調査。同調査に回答した道内全7大学に北海道新聞が非常勤講師の処遇を問い合わせたところ、樽商大は「今年10月、非常勤講師の就業規則を新設した」と答えた。優秀な人材を確保するため契約更新の年限を設けず、5年を超える更新が可能で、本人が申請すれば無期転換できる、としている。

旭医大も契約更新の上限はなく、無期転換の申し出があれば受け入れるという。

一方、更新に5年の上限を設けて無期転換を原則認めていないのは北大、室工大、北見工大。ただ、いずれも大学が必要とする場合は上限を超えて契約し、無期転換できるという。北大は「改正労働契約法に対応して、これまでなかった無期転換への対応を就業規則に加えた」と話す。

道教大と帯畜大は現在、契約更新に上限を設けておらず、両大学とも「来春以降の対応は検討中」という。

このほか、私立の北海学園大も無期転換への対応を検討しているという。

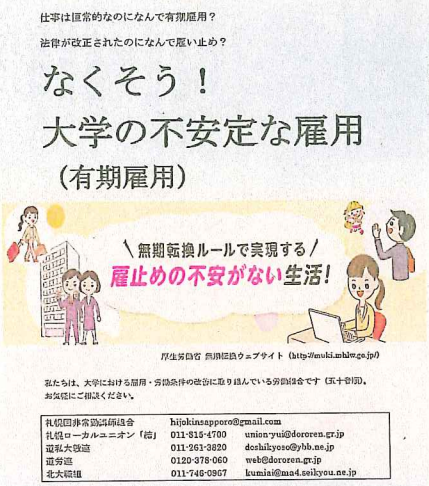

大学非常勤講師などの無期転換を訴える札幌圏大学・短大非常勤講師組合などのチラシ

空白期間設け「脱法」の指摘も

改正労働契約法は、有期労働の契約が5年を超える前に、半年以上の無契約（空白）期間があると転換できない規定がある。

個別に半年以上の空白期間を求められる非常勤講師もいる。道内私立大で非常勤講師を務める40代の男性は昨秋、大学側から「これまで通年だった講義を2017年度から、半年間にまとめてほしい」と言われた。男性によると大学側は空白期間を設けて無期転換できないようにするためと説明。男性は「反論すれば契約自体がなくなるかもと思い、受け入れた。非常勤講師の立場の弱さが身に染みた」と打ち明ける。

道央の別の大学の男性非常勤講師も、これまで通年で講義をしていたが、大学側から、本年度は半年の空白期間を設ける契約を提示された。労働組合に相談して大学側と話し合うと通年契約が認められ、男性は「組合が交渉に入ってくれて助かった」と話す。

道内の非常勤講師の労働条件改善を支援する北海道私立大学教職員組合連合の川村雅則委員長（北海学園大教授）は「非常勤講師は大学教育に欠かせない存在なのに、労働者として十分保護されずに安い賃金で使われてきた。教育の質の向上のためにも安定した雇用を基本とすべきで、契約更新に5年の上限を設けたり空白期間を設けて無期転換を妨げるような脱法行為は、改正労契法の趣旨に反して許されない」と話す。

道内の非常勤講師らでつくる労働組合「札幌圏大学・短大非常勤講師組合」（hijokinsapporo@gmail.com）や札幌ローカルユニオン「結」（☎011・815・4700）などは、非常勤講師の労働相談に応じている。

北海道新聞　29年 11月 10日(朝刊)